

○新潟市万代島多目的広場条例

平成30年2月20日条例第1号

新潟市万代島多目的広場条例

(設置)

第1条 市民に多様な活動を行う場及び憩いや集いの場を提供することにより、港をいかしたにぎわいの創出に資するため、新潟市万代島多目的広場（以下「多目的広場」という。）を新潟市中央区万代島4番地2に設置する。

(施設)

第2条 多目的広場に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 屋内広場
- (2) 屋外広場

(供用日)

第3条 多目的広場は、無休とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(供用時間)

第4条 多目的広場の供用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(行為の制限)

第5条 多目的広場を利用する者（以下「利用者」という。）は、多目的広場において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3号及び第4号に掲げる行為について市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 他のものに迷惑を与える行為
- (2) 施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失する行為
- (3) 物品の販売その他これに類する行為
- (4) 火気を使用する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が多目的広場の管理運営上支障があると認める行為

(特別の設備の設置許可)

第6条 利用者は、第2条各号に掲げる施設（以下「屋内広場等」という。）の利用に際し特別の設備をしようとする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(専用利用の許可)

第7条 屋内広場等の専用利用（全部又は一部を独占して利用することをいう。以下同じ。）をしようとするものは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(専用利用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、屋内広場等の専用利用を許可しない。

- (1) 専用利用の目的又は内容が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合
- (2) 専用利用の内容又は方法が多目的広場の施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失するおそれがあると認められる場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、多目的広場の管理運営上支障があると認められる場合

(専用利用の取止めの申出)

第9条 屋内広場等の専用利用の許可を受けたもの（以下「許可利用者」という。）は、屋内広場等の専用利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(許可外の専用利用の禁止)

第10条 許可利用者は、屋内広場等をその許可を受けた目的以外の目的に専用利用をし、又は第三者に専用利用をさせることができない。

(許可の条件)

第11条 市長は、この条例の規定による許可に多目的広場の管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは多目的広場からの退去を命ずること

ができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
- (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたもの

2 市長は、多目的広場の管理運営上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(原状回復)

第13条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに原状に回復しなければならない。

- (1) 屋内広場等の利用を終了した場合
- (2) 屋内広場等の利用に係る許可を取り消された場合
- (3) 行為の中止を命ぜられた場合
- (4) 多目的広場からの退去を命ぜられた場合

2 市長は、前項の規定による原状回復について必要な措置を命ずることができる。

(損害賠償)

第14条 利用者は、多目的広場の施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、多目的広場の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に多目的広場の管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第16条 多目的広場の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、多目的広場の指定管理者とするものとする。

- (1) 多目的広場の平等利用が確保されること。
- (2) 多目的広場の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第17条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 供用日又は供用時間の変更に関する業務。ただし、供用日又は供用時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) この条例の規定による許可に関する業務
- (3) 第12条の規定による退去等の命令に関する業務
- (4) 第13条第2項の規定による原状回復について必要な措置の命令に関する業務
- (5) 多目的広場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (6) 前各号に定めるもののほか、多目的広場の管理上、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第18条 許可利用者は、多目的広場の専用利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第19条 指定管理者は、特別の事由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第20条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の免除及び還付の基準)

第21条 第19条の規定による免除及び前条ただし書の規定による還付に関する基準及び手続は、指定管

理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(秘密を守る義務)

第22条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱)

第23条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 前号及び次号に規定する規定以外の規定 公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日（平成30年新潟市規則第3号で同30年3月10日から施行）

(3) 第2条、第6条から第9条まで、第11条、第13条、第15条及び第18条並びに別表の規定（屋外広場に係る部分に限る。） 公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日（平成30年新潟市規則第3号で同30年6月1日から施行）

(準備行為)

2 屋内広場の専用利用の許可、取止めの申出及び許可の取消し並びに使用料の徴収、納付期日の決定、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行（前項第2号の規定による施行をいう。）前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

3 屋外広場の専用利用の許可、取止めの申出及び許可の取消し並びに使用料の徴収、納付期日の決定、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行（前項第3号の規定による施行をいう。）前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の新潟市万代島多目的広場条例（以下「新条例」という。）の規定の例により行うことができる。

3 新潟市万代島多目的広場の利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

4 施行日前に改正前の新潟市万代島多目的広場条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

5 新条例第18条の規定は、施行日以後の利用について適用し、施行日前の利用については、なお従前の例による。

別表（第18条関係）

| 区分   |    | 1時間当りの利用料金の上限額（円） |        |
|------|----|-------------------|--------|
|      |    | 非営利目的             | 営利目的   |
| 屋内広場 | 全面 | 5,000             | 20,000 |
|      | 半面 | 3,000             | 12,000 |
| 屋外広場 |    | 2,000             | 8,000  |

#### 備考

- 1 上表中「営利目的」とは宣伝、販売その他の営利目的をもって専用利用をすることをいう。
- 2 屋内広場等の専用利用時間に1時間未満の端数の時間がある場合は、その端数の時間は、1時間として計算する。
- 3 屋内広場等を専用利用の準備又は撤去のために資材等の搬入、搬出等で専用利用をする場合の利用料金の上限額は、上表に規定する利用料金の上限額に100分の70を乗じて得た額とする。
- 4 屋内広場等を入場料を徴収して専用利用をする場合の利用料金の上限額は、上表及び備考3に規定する利用料金の上限額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 5 第4条に規定する供用時間以外に専用利用をする場合の利用料金の上限額は、上表並びに備考3及び備考4に規定する利用料金の上限額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 6 専用利用について特別に電気又は水道を使用した場合は、これらの実費を徴収することができる。
- 7 屋内広場等の附属設備に係る利用料金の上限料については、実費等を勘案して市長が別に定める。